

「居場所」の自己目的化に関する考察 ——居場所性を活用した支援とその社会的背景の分析から——

足立 弦也ⁱ

本論では「居場所」と名指される空間および概念について、その類型と性質が持つ社会的意義と間主体的役割を、主に承認の観点から考察する。まず、「居場所」という空間・概念に関する先行研究の整理から、「居場所」という観点が社会における「居場所のなさ」という問題から立ち現れて来たことを確認し、安心感、役割、受容、相互承認関係といった「居場所」に備わる基本的性質を確認する。次に、そうした「居場所」の特徴を様々な社会的空間・関係性に普遍的に備わり得る「居場所性」として捉え、より「居場所としての機能」に特化した「居場所」としてひきこもり等の支援における「居場所」を「自己目的化した居場所」としてその機能をアクセル・ホネットの承認論を元に考察した。そこでは承認関係を喪失し社会的に退却を余儀なくされていた個人の社会参加の前提条件となり得るものとして、個々人の存在を承認されることや、固有名詞のある個人として認識されることの承認的役割などを提示した。最後に、こうした「居場所支援」が立ち現れてきた背景の分析として、既存の社会関係における「居場所性」の縮減と、その問題性をホネットの「社会的自由」の概念を鍵として提起する。

キーワード：居場所、承認、社会的孤立、ひきこもり支援、社会参加

はじめに

「居場所」という言葉が現代社会を取り巻く諸問題の中で頻繁に用いられるようになって久しい。とくに、悲惨な事件や事故の背景に「居場所なく彷徨っている人々」の存在を指摘する声は頻繁に聞かれる。「居場所のなさ」は、被害者にとっての背景でもあれば、加害者にとっての背景でもある。こうした「居場所の不在」は、言い換えれば現代の日本社会における社会的紐帯の希薄化の一側面であり、個々人が安心して他者と集い相互に交流し合う「場」や関係性の縮減であると言える。

その一方で、必要とされる「居場所」の具体的な実について深く議論されることはあまりない。誰もが暗黙の了解で「居場所とはこういうものだ」という共通理解ができているということだろうか。確かに、居場所の無さをどうにかしなければと議論する人たちは、そのほとんどが「居場所がある人たち」であろう。少なくとも議論ができる場や関係性をそうした人々は構築できている。

もう少し具体的に「居場所」について語られる対人援助の場面においても、見守り、自己肯定感、絆といった言葉が並ぶものの、それがどのようにして結ばれ、それがどういった間主体的な意味があるのかまで踏み込んで議論されることはあまり見られない。そこで想定されている「居場所」も、家庭や学校、職場といった個人の準拠集団となる社会的基盤

i 立命館大学産業社会学部授業担当講師

としての役割を持つ「場」から、同好の士や同じ目的を持つ人々による集会といった市民的公共圏としての性質を持つもの、そして自助グループなどの特定の困難を抱えた人たちによる相互ケアの場まで様々である。そして、それら各居場所で営まれている物事の内容や、構成員の性質なども多岐に渡る。

本論では、日本社会において「居場所」と呼ばれる概念・空間について、その社会および個人における機能と意義について考察する。「居場所」という言葉が指す内容は上で述べた通りその性質も空間としての形も実に多様である。本論では、まずそうした多義的な「居場所」に関する先行研究と類型、「居場所」が備える要素を示す。そこからは、様々な居場所に共通する要素として、他者との関係性を前提としていることや、物理的空間や関係性に付随する「安心・役割・受容」などの要素を持つ相互承認を基盤とした「居場所性」と、そうした性質が人々の集う「場」や関係性に普遍的に存在することが指摘できる(1)。

次に、そうした「居場所」の機能を活用して「居場所として機能すること」を目的に運営されている場を「自己目的化した居場所」ととらえる。そして、「自己目的化した居場所」の分析として、ひきこもりなどの社会的孤立への支援の場である「居場所支援」を対象に「居場所」の承認機能と社会的意義を考察する。ここでは、アクセル・ホネットの承認論を援用しながら、孤立した人々にとって「居場所」におけるどういった承認関係が鍵となっているのか、その承認関係の根底を成しているものとしての「認識すること・されることの承認機能」を指摘する(2)。

最後に、そうした「自己目的化した居場所」が立ち現れてきた背景を考察する。ここでは承認を基盤とした自由の制度的領域の縮減として、ホネットの「社会的自由」の概念を鍵に概略的な試論を述べ、問題提起を行う(3)。

(1). 多様・多義的な「居場所」の類型と共通性

「居場所」という言葉の内実と、それが指している対象は文脈において大きく異なる。ニュースサイト等の記事で「居場所」として名指される具体的な「場」も、社会的に孤立した人々に「居場所」を提供する支援団体のニュースから、街中の本屋や居酒屋、音楽バー、自宅、学校、グループホーム、趣味そのもの、仕事など、有形無形問わず様々なものが挙げられている。

「居場所」に関する先行研究においても、「居場所」には確定した定義が存在しておらず、その観点も心理学、教育学、社会学などの各分野を横断する形で多くの問題提起がなされてきたことを複数の論者が述べている¹⁾。ここでは、「居場所」という概念が着目されて来た経緯と、「居場所」の機能としてどういった要素が必要とされてきたのか、「居場所」の類型などを概観し整理する。そこから、複数の個人が特定の場で間主体的に形成する安定した関係性を「居場所性」として捉え、その性質と「居場所性」が普遍的であることを指摘する。

1-1 「居場所」に関する問題提起の変遷と先行研究

御旅屋(2015a)は、慣用句などの表現以外で「居場所」が論点として新聞の紙面に登場したのは1970年代後半から1980年代にかけて、「家庭における亭主(父親)の居場所の減少」というテーマであったと指摘している²⁾。その後、1990年代に入ると、「居場所のなさ」は子どもや若者の孤立や排除の問題と関連して提起され始める。こうした「居場所の有無」という観点が問題化され始めた契機として、石本(2009)は1992年の不登校に関する文部省(当時)の報告書³⁾を挙げている。そこでは不登校の増加に対する危機感から、学校が児童生徒にとっての「心の居場所」である必要性が説かれている。この報告書における「心の居場所」とは、「自己の存在を実感で

きる精神的に安心していることのできる場所」とされている。こうした「居場所のなさ」を取り上げている文脈で問題とされるのは、家庭や学校、職場など個人の社会生活の基盤となる場における関係性の機能不全であり、その予防や回復において学校や家庭、そして社会全体の様々な場が「居場所」として機能し得るよう目指されてきた。「心の居場所」という表現からも伺えるように、「居場所」とその機能が問題化される中で「居場所」には単なる物理的・空間的な側面だけでなく、そこに集う個人の心理的側面や間主体的な側面が含まれるようになっていく。

ここで目指される「居場所としての機能」とは何か。上で石本が挙げている文部省の報告書にある通り、「精神的な安心」や「自己の存在の実感」といった点は多くの議論で提示されている。まず、「居場所」に関する先行研究においては、個人にとって「居場所」とはどういった要素を備えたものであるのかを、「居場所」における個人の心理的側面から着目したものが挙げられる。中西（2000）や秦（2000）は、不登校生や若い母親を対象とした研究において、「居場所」に求められる要素として、その場がもたらす心理的状态を元に、「安心感・役割感・受容感」といった点を挙げている⁴⁾。つまり、そこに参加する個人が安心して存在できたり、何らかの役割を得られたり、「ありのままの自分自身」を受け入れられる場である。石本（2009）は、1990年代～2000年代の「居場所」に関する論考において、これら3つの要素が多くの点で共通して見られると指摘している⁵⁾。このほか、鈴木ら（2022）はオンライン・オフラインの「居場所」についてのアンケート・インタビュー調査を行い、「居場所」が持つ心理的機能として「受容機能」、「自由・緊張緩和機能」、「刺激・活力機能」、「自己肯定機能」の四つを挙げている⁶⁾。いずれにしても、安心感、役割、受容感、肯定的関係といった点は、「場」や関係性が持つ「居場所」としての特性と言えるものだろう。

安心感や役割、受容、自己肯定感といった観点は、「居場所」の類型化を試みる研究においても指摘され

ている。藤竹（2000）は「自分が他人によって必要とされている場所であり、そこでは自分の資質や能力を社会的に発揮することができる居場所」を「社会的居場所」、個人として「自分であることをとり戻すことのできる場所」を「人間的居場所」と呼んでいる⁷⁾。中島ら（2007）は、藤竹の議論を踏まえながら、「他者との関わりを通じて自己を確認する居場所」を「社会的居場所」と定義し、一方で「個人が他者から離れて自分を取り戻す場所（藤竹の「人間的居場所」）」を「個人的居場所」として定義している⁸⁾。

こうした従来の「居場所」についての論考は、議論の出発点が高登校などの児童生徒に関わる事柄であったこともあり、学校や家庭など個人が社会生活を営む上で基盤となる準拠集団が念頭に置かれることが多かった。学校も家庭も、所与性が高く参加者がそこから離脱することが難しい。そうした個人の準拠集団において、先に挙げた安心・役割・受容といった肯定的関係が欠けることは、個人の心理状態や他者との関係性に問題が生じていることを意味する。とくにそういった準拠集団の安定性の揺らぎは個人の人にも影響し、個人のアイデンティティや社会関係の揺らぎに直結しやすい。

一方で尾添（2019）は、従来の居場所概念はそうした準拠集団のような永続的・持続的なものを暗に前提としてきたとして、「一時的な居場所」の今日的意義を指摘している。尾添は前述の藤竹が永続的・持続的な居場所という基盤があって成立するものとしていた「一時的な居場所」の意義を、子ども食堂での実践を元に提示している。永続的・持続的な居場所の流動性が高い現代においては、子ども食堂などのようなゆるやかな自由をもって他者と関わり合える「一時的な居場所」の重要性が増しているとしている⁹⁾。これは、本論の（2）で考察するひきこもり支援などにおける「自己目的化した居場所」も同様の性質を持っている。

ここまで見てきた「居場所」という概念の変遷と類型を踏まえると、次のようにまとめることができ

るだろう。まず、居場所に必ず備わっている要素について。居場所には物理的・空間的な側面と、関係性としての側面・心理的な側面が存在する。このふたつの要素は居場所が「場」であり、そこで何らかの他者と関係するという前提がある以上、居場所という概念の基底を成していると考えられる。例えば藤竹が指摘している「個人がひとりでいられる場」には他者の介在が無いものの、彼が提起している「個人的居場所」には、そうした「ひとりでいられる空間以外の場面では他者と関わり続けている」という前提が存在する。いわば、他者との関係性を担保した上で「ひとりでいられる場」が成り立つのである。仮に、誰とも関わる事のない人や、他者との関係性を避けている人が個人で閉じこもる場としての「ひとりでいられる場」——後述するひきこもり当事者にとっての自室など——を指すとしても、そこには「他者からの逃げ場」として他者の存在が前提とされている¹⁰⁾。

次に「居場所」それぞれによって変化する性質について挙げたい。まず尾添が提示した論点にあるように、その物理的・空間的居場所と関係性としての居場所が永続的・持続的であるのか、一時的であるのか、といった違いがある。こうした観点はそのまま「居場所の強固さ」にもつながってくる。永続的な居場所について言えば、その居場所の空間的・関係性的両側面での強固さによっても大きな違いが考えられる。永続的な「居場所」は、所与の地縁・血縁によって形成される家族や地域コミュニティといったものから、義務教育課程の学校のようなほぼ非選択的でそこに所属して居続けることが強く求められるもの、構成員に強い拘束力を持つものなどが挙げられる。これらはそこに参加する構成員にとっての「所属」や「社会的地位」を担保する準拠集団でもある場合が多い。それはメンバーシップの強固さ(居場所の関係性的な側面)の違いと言ってもよいだろう。

こうしたいわば「ソリッドな居場所」は構成員に強い結束を生む一方で、閉鎖性や硬直性によって不

適応を起こした構成員にとっては「抜け出せない反転した居場所」として個人を苦しめることもある。「居場所」が十分に「居場所」として機能するには、家庭や学校、職場といった準拠集団において個人が安心して過ごすことができ、またそうした「場」や関係性について過度な依存や拘束を受けることなく健全に付き合っていることが必要であると言える。「場」や関係性が「居場所」として機能するための要素を、ここでは「居場所性」として捉えたい。「居場所性」は、安心感、役割、受容感といった要素を含みつつ、他者との相互承認によって形成されている。

このように概略的にまとめるだけでも、「居場所」という言葉が指す内実が多岐にわたることが理解できる。多くの先行研究においては、家庭や学校、職場や特定の他者との人間関係など、ある「場」やそこで形成される関係性が参加する個人にとって「居場所」たりえるか否か、という論点から出発している。考察の対象となっているのは一般的・普遍的に存在する物理的空間や個人の関係性に付随する「居場所性」のあり方である。

先行研究において挙げてきた居場所類型の対象は、「居場所として」以外の本来の機能が、「居場所」としての存在はその場を保つ上で重要な点ではあるもののあくまでも副次的なものである。ある目的を主として作られたところに、個人が集まり関係性を構築することによって、そこが必然的に「居場所性」を帯びる。北海道において居場所支援を行っている田中敦は、「居場所」とは「上から人為的に作るものであるよりも、各参加者がそこを居場所であると感じることによって、自然と居場所としてできあがっていく場¹¹⁾」であると指摘している。つまり、個々人が集う場は、どのような場や関係性も「居場所性」と呼び得る側面を持っている。こうした居場所性を帯びうる既存の社会的関係性や「場」は普遍的なものであり、あらゆる場面において存在する。それは、「居場所」に関する研究が物理的な空間として家庭や学校、職場、地域社会など、多岐に渡るものを対象としていることから理解できよう。

一方で、こうした普遍的・一般的な居場所以外に、特殊な形式としての「居場所」の存在が挙げられる。それは、「居場所」という概念が持つ機能（居場所性）を通して困難な状況にある個人を支援しようとする意図で運営される「居場所」である。こうした「支援において運営される居場所」は、これまで見て来た一般的な居場所とは異なり、「誰か（困難を抱えた人）のための居場所であること」を目的として設立・運営されている。上に挙げている学校や家庭といった所与性が高い固定的な居場所であったり、職場、趣味のサークルのような「居場所であること」が副次的な要素であったりするものではなく、また子どもの隠れ家や家出少年にとっての路上、労働者の休憩のための建物裏といった「いつもの場所」のような自然発生的な場でもない。「ここを誰かのための居場所にしよう」として形成される居場所であり、そこに「居場所であること」以上のものを付与することは時として忌避されたりもする。つまり、「支援における居場所」は「そこが居場所として機能すること」を目的として設立運営されている。いわば「自己目的化した居場所・純粋な居場所」とでも呼び得るものである。

ここからは、より純化された「自己目的化した居場所」について承認の観点から考察することで、「居場所」が持つ間主体的・社会的な意義とその性質について捉えたい。

(2) 「自己目的化した居場所」から見る 「居場所性」の根源としての承認機能

ここからは、主に「ひきこもり」を中心とした社会的に孤立した人々への「居場所支援」について、筆者が関わって来た「居場所」の実践を例示しつつ考察する。考察を通して、「居場所」としての機能を軸に置いた「自己目的化した居場所」の特徴を捉えることで、「居場所」が備えている個人の間主体的なあり方に関する根本的な意義を提示したい。以下では、筆者が関わってきた支援団体や自助グループの「居

場所」における実践を紹介しながら、「居場所」において形成される関係性が持つ承認機能について、主にアクセル・ホネットの承認論に依拠しつつ、以下の点を中心に考察する。

- ①孤立した個人が「居場所」を通じて獲得する関係性の承認論的意味と、それを「居場所」が保障することの意義について。
- ②個人の関わりにおいて「他者を認識する」という基本的な行為が持つ承認機能の積極的意味について。

2-1 「居場所（承認関係）」の縮減としての社会的孤立（ひきこもり）

「自己目的化した居場所」としての居場所支援のあり方について言及する前に、議論の前提としてアクセル・ホネットの承認論の概略と、そこから見た社会的孤立における「社会・他者関係からの退却と再構成」のプロセスを提示しておく。

個人がひきこもり状態を含む社会的孤立へ陥っていく原因や過程、時期は様々である¹²⁾が、孤立の過程で「居場所」やそこで形成される社会関係を喪失していく点は共通している。いわば、社会的孤立のプロセスは個人の「居場所」や肯定的な承認関係が縮減されていくプロセスであると言える。まず、ここでは、承認論の観点から見た社会的孤立とその回復のプロセスとして、ホネットの承認論を元に議論を進めていきたい。ホネットは個人が安定した社会生活を営む上で、次の三つの承認関係が満たされることが必要であるとしている¹³⁾。

- ①愛（親密圏）における承認……家族、友人、恋愛関係など特定の親密な個人との情動的つながり。
- ②法権利関係における承認……法の下に万人が共通して権利の承認を受け、責任ある行為主体として認められる。
- ③社会的価値評価を通じた連帯における承認……準拠集団における貢献や業績に応じて価値ある人格

として認められ、集団内において互いに承認をしあうことで連帯を形成する。

個人がひきこもるに至るプロセスにおいては、なんらかの承認を棄損される／喪失する経験を経て、段階的に他の承認関係をも喪失していく悪循環が見られる。多くの領域で承認を喪失した個人は、他者や社会そのものへの信頼感を失い、またそうした「社会参加できない自分」への否定的感情から自己自身への承認（自己承認）を失い、自宅・自室以外の「居場所」を失う。こうした他者からの「まなざし」を恐れる背景には、当事者個人が抱える否定的な自己像と、その鏡像としての他者・社会への信頼感の喪失がある。こうした自己に対する非承認的な見方は、現代社会の新自由主義的な価値規範や労働規範を背景としている。

また、他者関係を極端に減らすという行為そのものにも自己の承認をすり減らす働きがある。発端に自己否定的な要素がなくとも、他者との交流が極端に制限されることによる個人のメンタルヘルスへ悪影響は近年の新型コロナ禍においても顕著であった¹⁴⁾。翻って、そうした承認を喪失した状態から再び社会参加へと進んでいく過程においては、他者・社会との承認関係の再構築、またそこから自己自身への承認を取り戻すというプロセスが見られる。ここで重要となるのが「居場所」を活用した支援である。

2-2 「居場所」が持つメンバーシップと承認の意義

「居場所支援」とは、ひきこもりや不登校の当事者支援において、フリースペースや自助サークルなどの「居場所」を提供して他者との交流を通じた肯定的な関係性を育むことを意図した取り組みである。「居場所支援」は不登校支援やそこから連なるひきこもり支援の出発点でもあり、民間の有志によって始まった1980年代の活動黎明期から現在まで続く取り組みの形式である。現在でも各種支援において必要

な社会的資源として挙げられるのもまた多様な「居場所」である¹⁵⁾。

「居場所支援」の内実には様々なバリエーションが存在する。ただ、共通する点としては、基本的に入り自由であり、「相手を否定したり必要以上に詮索したりしない」などのルールが設けられていることはあるものの、参加にあたっての義務や強制がなく、参加者の主体性を極力尊重した場である。「居場所」は、自宅や自室から外に出始めた当事者が徐々に他者と交流する経験を積んだり、近い経験を有する当事者と自身の悩みを語り合ったりと、より広い社会関係へと進んでいく上で重要なものである。

御旅屋 (2015b) は、「支援における居場所」は拠り所であると同時に、参加者にとっては「いずれは退出する場所」でもあると指摘している。多くの場合、「居場所」への参加を通して社会関係の基盤を得た当事者は他の支援機関や就学、就労など次なる場に向かうことになる。社会的に排除され孤立した個人が社会的周縁部から「居場所」を経てより広い社会関係へと向かう。こうした「居場所」の機能について、御旅屋は「それ自体が一つの実践共同体であり、その内部での参加の営みが行われている。同時に、言うまでもなくその実践もまた広く社会の一部でもあり、利用者を外部社会の周縁から周辺の参加へと導く装置としても機能する「二重の成員性」を獲得する空間¹⁶⁾」であると述べている。

筆者は、2015年から継続的に関西圏において複数のひきこもり支援団体や、団体が運営する「居場所」、自助グループ、当事者・家族会などに参加してきた。以下では、筆者が関わってきた3つの団体の特徴と「居場所」としてのあり方を挙げ、そこでの関係性が居場所参加者にとってどのような意味を持っているのかを考察する。

①支援団体 A……ひきこもり支援団体。「居場所」だけでなく、就労支援 B 型事業所としての作業場も有している。「居場所」と作業場は別の建物に分かれており、「居場所」は仕事や作業から離れた

「自己目的化した居場所」としての側面が強い。「居場所」では雑談的な関わりを中心に、ボードゲームや麻雀、トランプなどのレクリエーションや、食事会などが行われている。作業場での仕事もしながら「居場所」で他の人との交流を求めて来る利用者や、「居場所」での交流だけの関わり利用者など利用の形態は様々。ひきこもり当事者だけでなく、地域の高齢者や学生もしばしば参加する。途中、諸事情により作業場が閉鎖されることになったが、その後も「居場所」は存続し、より純化した「自己目的化した居場所」として有志により運営されている。

- ②任意団体の居場所 B……ひきこもり当事者と家族の会。代表者宅の離れで毎週2回、当事者や当事者家族が集い、雑談やボードゲーム、アクセサリ作り、陶芸などに取り組んでいる。いずれの活動も活動内容そのもの以上に会に集まる他者との交流や社会参加の機会を設けることを主目的としている「自己目的化した居場所」である。当事者家族の自助グループやコミュニティカフェとも連携して活動を広げている。
- ③若者支援 C……「不登校のその後」や、早期離職の若者支援を中心に行っている。フリースクールから派生する形で展開された。活動内容は雑談・相談や近隣の散策、連携している団体との交流を通じたワークショップ（仕事・軽作業）体験などが中心。「居場所」としてよりも、ここを拠点として当事者のより広い社会参加活動を後押ししているという性格が強い。意図的に「居場所」として運営されているわけではないものの、参加者にとっては「居場所」としての機能を有している。

筆者は、A、Cにおいてはスタッフとして、Bにおいては一参加者として関わってきている。ここで挙げた3つの「居場所」はそれぞれ特徴や「居場所」へのスタンスが異なる。これらの中で「自己目的化

した居場所」としての性質を有しているのは A と B の2団体であり、若者支援 C はワークショップなどの社会参加活動を重視しつつも、半ば自然発生的に「居場所」としての側面が生じている。もっとも、いずれの団体においても共通しているのは、雑談や語ることを通して当事者と他者とのつながりを再構築し、それによって個人が囚われているものを解きほぐそうと試みている点、そして他者との相互承認関係からより広い社会関係へと当事者を促していく点であり、参加者がこうした相互承認関係を基盤とする「場」を通して地域でのイベントやフリーマーケット、ボランティア、アルバイトなどの社会参加へと踏み出している点である。

このような社会的に孤立した当事者が他者や社会と関係性を再構成していく過程には、それまで当事者個人が囚われて来た自己否定的な価値規範（社会的価値評価）とは異なる基準の関係性による承認が必要となってくる。居場所支援における関係性は「共感」や「受容」を重視し、当事者の主体性を尊重した関わりが軸である。ただ、そこにある「受け入れられること」による安心感の背景について、承認論から分析すると単なる自己肯定感の回復以上の意味が見出される。

まず、「居場所」における対人関係は必ずしも情緒的に深い繋がりとは限らない。関係性が進むにつれて友人関係を形成する人も多くいるが、「居場所」特有の対人関係について、支援団体 A のある利用者は、「飲み会や LINE でのやりとりといったプライベートな『本当の友達』ではないものの、同じ居場所という空間を共有して『仲間』と話せる場である」と語っている。また、A の別の利用者は、体験談を語って受け入れたもらったことや、似た体験談を聞くことを通して、「仲間だから気付かされることもあった」と語っている¹⁷⁾。このような友情とは異なる性質の「仲間」的感覚は「居場所」を意図していない C においても聞かれる。

こうした「仲間意識」は、(1) で見た半強制的であったり利害関係や所与の地縁・血縁等でつながる

ソリッドな社会集団における仲間関係とは一線を画する。ホネットは社会的価値評価における承認関係について、その貢献や能力に基づいた仲間内での相互承認関係が「連帯」につながるとしていた（例えばスポーツや仕事におけるチームワークや帰属意識、愛社精神など）。ホネットはその承認の基準を能力や貢献によるものとしていたが、「支援における居場所」での承認の基準は親密圏における承認（その人の存在それ自体を肯定する）に近い。その関係性は親密圏における密なものではなく、社会的価値評価における「連帯」の性質に近付いたものであると言える。

ひきこもりという共通の困難や体験を元に集まっている以上、「支援における居場所」はホネットの承認論においては社会的価値評価の承認における準拠集団に分類されるであろう。ただ、「支援における居場所」においては何らかの能力や貢献が求められたり、集団内で評価がなされたりすることはほとんどない。ここには、近い体験や過去を共有する当事者同士による、そうした過去や個人の存在そのものへの承認が見られる。そしてそれは、そうした過去や個人（自分自身）を否定し自己を承認することが困難だった当事者に、新たな承認の規範を単なる言葉だけでなく他の参加者の生き方や振舞いを通して「体現」することでもある。

生産的・積極的な成果が評価の指標となりやすい価値規範を内在化しがちな人々にとって、そうした条件の少ないラディカルな承認を軸に据えるコミュニティとの関わりは、それまでの囚われを解きほぐし、自己への承認と、それと表裏一体でもある他者や社会に対する信頼を回復する効果がある。

社会的参加の場から排除・切り離され、孤立した個人にとって、こうした基本的な承認を得る場を獲得するということは、個人の生存や存在意義そのものに対する承認を含むものでもある。それは個人の「生きていてもいいんだ」という感覚の回復や、他者や社会との相互承認関係の再構成を促す場である。「自己目的化した居場所」にあるのは、存在や社会的

紐帯の最低限の確保を通じた「社会的関係性の保障」とでも呼ぶべきものであり、安心感や受容感、役割といった相互承認関係と併せて、「居場所性」の重要な要素であると言える。ここには基本的人権や社会権に根差した一定の権利の承認を具体化したもの（法権的承認）が認められる。

2-3 「まなざされること」「まなざすこと」の承認機能

主体間の承認関係を考える上で、より根本的な「関わり」が持つ承認として「認識する」という行為がある。より根本的なものとして、ひきこもりという状態の特性から「固有名詞を持った個体として認識され、同じ空間・時間を共有する」ということの意味・意義を考えた場合、ここでの「認識」が持つ機能は、日常的に他者と関わり合う社会生活を送る個人にとってのそれ以上に重要な意味を持っている。

ホネットは、『見えないこと』において「他者を認識すること」また、その上で相手を認識しているとわかる身振りを返すことについて、「承認は認識に先行する行為である」と指摘し次のように述べている。

ある人物を「見えるようにすること」が、単に個人を同定する認識行為を超えるのは、この見えるようにすることが、対応する行為、身振り、あるいは表情によって、その人物が現存の関係にふさわしく支持肯定するようなかたちでその存在を気付かれていることを公に表現することによってである。……（中略）……私たちはそれらが欠落するときに見えなくすること、つまり軽蔑の徴しを見ることができ¹⁸⁾。

対象を「認識すること」——また、「私はあなたを認識している」と相手に伝わるような反応を送ること——は、事前にその相手を承認していなければ成り立たない。この説明は、「そうでない場合」を考えると理解しやすい。ある個人を当人の外見や属性によって「見て見ぬふりをする」と、あるいは認識の

前提から相手を「いない者」として振る舞うことは、相手を「意識を向ける必要がない者」と見なししており、あからさまな軽視を相手に伝える。それに対して、相手を認知し、何らかの肯定的な反応や身振りをすることは、相手の存在を許容・承認するという関係を形成する。ホネットの言葉を借りれば、「自分の相手の表現的な行動様式という鏡のように映し出すものなかで自分が肯定的に留意されているのを見る者だけが、自分自身が基本的な形式で社会的に承認されていることを知るのである¹⁹⁾。」

こうした認識の承認的意味は、基本的な対人関係に関わることでありながら基本的であるがゆえに見過ごされがちである。とくにひきこもりのような、他者の「まなざし」に自己否定からくる非承認の兆しを見て取ってしまうに陥った状態においては、他者から認知・認識されることは承認の第一歩である。「自己の存在を認知される」、「固有名詞を持った個人として認識される」という、ホネットが言う「認識機能」の背景にある承認は、「居場所性」や社会参加の前提条件を考える上でも重要である。

(1) で挙げたように、居場所概念はどれも、例えそれが個人だけの居場所であるとしても、他者との相互承認関係が最低限保たれていることが前提とされていた。これは、何らかの「居場所」や関係性において当該個人が固有名詞を持つ個人として認識され、受容されていることでもある。反面、ひきこもりや社会的孤立状態にある人々にとっての他者は、特定の個人として交流が可能な相手ではなく、たとえ外部との接点があったとしてもそれがシステムと同化した個人である場合（店舗での売買だけの関係など）や、不特定多数の「社会に生きる（自分が関われない）人々」である場合や、あるいは自己を否定する存在であることが多い。そしてそうした関係性は「居場所」としては機能しない。

ひきこもりという自らの姿を隠そうとする回避行為を考えた場合、こうした「まなざし」や他者から認識されることの持つ承認機能は大きな点である。ひきこもる状態は、いわば自己承認を欠いた自らを

「見えない者」として、他者のまなざしから遠ざけようとするパッシングであると言える。ここにおける「他者」は、特定の個人としての他者ではなく、自己が想定する「自らに非承認的な他者」であり、それは自己評価の映し鏡であると同時に、ひきこもる個人が内在化している社会の規範でもある。「居場所」の要点のひとつは、そうした内在化された社会的価値評価の承認規範を、異なる基準の承認で中和し、自己自身によって対象化・再構築する機能である。

「居場所」での交流を通じて社会関係を再構成する過程の土台にあるものは、非承認的ではない「自分が存在してもいい場所に居られる」という事実であり、それが保障されていることである。こうして確保された「居場所」の関係性を基盤として他者との相互承認関係を築くことで基本的な自己承認を回復し、それによって他者や社会への承認もまた連動的に再構築されていく。そのため、「居場所支援」においては第一にその場や関係性が「居場所」として機能することが優先される。こうした事情から、居場所支援においては時として「居場所」であること以外の要素が回避されたり、必要であったとしても「場」を変えて取り組まれたりといったことがある。村澤（2012）は、自身らが運営する若者支援の現場において、「若者ミーティング」という参加者同士の雑談的な交流を目的とした実践を行っている。「若者ミーティング」は上で挙げた「居場所」の性質を備えたものであり、「自己目的化した居場所」としての側面を持つ。村澤らが活動を展開する中で、こうした活動について「より就労に直結するような要素を組み込むべきではないか」という意見や考えが出てきたという。しかし、村澤は就労支援を組み込むことによって「若者ミーティング」の実践の肝であるゆるやかな雑談の関係性に変質してしまう恐れを指摘している²⁰⁾。既存の社会的価値規範によって排除された人々の「居場所」に就労を前提とする社会の価値観が入り込み、既存の社会的評価基準が生じる余地が生まれることで、従来の雑談的関わりにおける承認的關係が保たれなくなるためである。筆者が

参加してきた支援団体 A においても、就労支援を行っている作業場と「居場所」としての施設は別に用意されており、居場所施設を作業スペースとして利用する際も「居場所」としての空間・時間と作業場としてのそれとを明確に分けて実施されていた。また、任意団体 B においても就労に関する積極的な働きかけは限定的であり、相応の関係性や当事者本人の状態が好転してからであることが暗黙裡に了解されていた。就労につながるワークショップも提供している若者支援 C においても、既存の社会的価値規範への適応を前提としたような就労に関する話題は極力避けられており、いずれの「居場所」においても参加者にとってその場が安心できる「居場所」であることが優先されている。

このような「居場所支援」や、孤立した人々が利用可能な「居場所」の存在は社会的にも必要性が叫ばれ、その需要も確かに存在する。ここで見たとおり、そうした「居場所」の意義は個人の承認関係においても非常に重要なものであり、社会参加の基盤を成すものである。しかし、「自己目的化した居場所」による支援の需要が逆説的に示すとおり、従来の一般的な社会空間に備わる「居場所性」は様々な点で縮減されてきており、また公的な「居場所支援」の存在基盤も比較的脆弱な場合が多いのが実情である。

続いては、こうした「居場所支援（自己目的化した居場所）」の社会的位置づけとそこから見える社会的課題について、「居場所支援」が求められるようになってきた背景を踏まえつつ、ホネットの「社会的自由」の概念を鍵に考察したい。

(3) 支援における「自己目的化した居場所」が求められる社会的背景の批判的検討

ここまで見て来たような「居場所」を通じた支援の必要性が叫ばれるようになったのは「居場所のなさ」が社会的な問題として提起されてきたことによる。「自己目的化した居場所」という居場所性そのも

のを提供したり形成したりすることによる支援の成り立ちや、自助グループやステップハウス、当事者コミュニティなど、当事者の相互ケアによる関係性から成り立つコミュニティの展開は、社会的な排除の広がりへの対応であると言える。(1)でも見たとおり、いわば「一般的な居場所」の不足、承認関係の不足により「自己目的化した居場所」は切迫性をもって立ち現れて来た。「居場所」を活用した支援は、「居場所の無さ」が極限に達した人たち——ひきこもり当事者や、行き場のない子ども・若者・高齢者など——に向けて、必要に応じた草の根的活動から登場してきた。こうした状況からは、社会的に排除された人々の増加や、人々が集う場でもある社会的価値評価・連帯に関する承認関係を形成する領分としての市民的公共圏の衰退が伺える。それはまた社会参加にともなう諸々の社会的な権利の保障が新たに必要になってきたということでもあるだろう。

ここからは、(2)で見てきた「居場所支援」が置かれている社会的・制度的状況を踏まえた上で、ホネットの「社会的自由」の概念を鍵に、社会の各領域が「居場所」としての機能を失っている問題について考察する。

3-1 「居場所支援」の社会的・制度的な不安定さと、資本主義的福祉における価値評価の限界

「居場所支援」の意義は、孤立した個人が関係性を築く中で、自らと共通項を持ち、相互承認が保障された他者がその場にいること、また「居場所」という物理的な「場」を土台とした空間・関係性の存在や社会参加の権利が保障されているという事実を支えられた社会的権利の承認にあった。

当初草の根的な運動から始まった「居場所支援」は、社会の様々な局面（一般的な居場所）での「居場所性」の余地が減少していることからくる必然的な需要から生じて来た。またこれは「居場所性」を喪失し社会的に排除された人々への社会参加の権利を擁護するものとして捉えることができる。それは

法権利的承認を土台にしつつ、新たな社会的価値評価（連帯）の承認を形成する試みであり、縮減しつつある「一般的な居場所」を補完しようとするものであったと言える。

一方で、「居場所」の自己目的化と言える「居場所支援」は、その存在理由が純粋であるがゆえに存続の危うさを抱え続けてきた。それは、ギデンズの言う「純粋な関係性」と同じく、「関係性を取り結ぶこと」を目的として維持されているためでもある。また、法的な社会参加の権利の保障という観点においても、「居場所支援」の位置付けは脆弱である。

支援の場における「居場所」を下支えするものとして支援体制の法制度化が挙げられる。実際に、「居場所支援」は社会的に孤立した個人を支援する際の就労・自立ステップのひとつとして位置づけられており、いわゆる子ども・若者支援、ひきこもり支援、生活困窮者支援などの「自立支援」に盛り込まれている。こうした法制度は法権利的承認の一形態であるだろう。ただ、就労実績等の明確な目標設定があり、「成果」がわかりやすい就労支援に比べて、居場所支援の効果は外面的な評価が難しい。(2)で挙げた筆者の関わる「居場所」についても、そこで行われているのは雑談やレクリエーション、創作活動などであり、それがいわゆる自立や社会参加のための基盤となっていることを「成果」として提示することが難しい。そこに個々人の「変化と回復のエピソード」はあっても、それが数値としての就労実績としてはなかなか評価されない。そのため財政的な援助が薄く、必要性が認められながらも民間セクターや利益を度外視した「有志」を頼りとして運営されている状況が多く見られる。

「居場所性」の機能不全ともなって展開されてきた「居場所支援（自己目的化した居場所）」について、堅田（2020）はそうした「居場所」を「社会的な居場所」として定義し、「社会的な居場所」の意義とその背景に潜む問題を指摘している。

堅田は、子ども食堂や野宿者への炊き出し・共同炊事を例に、孤立しがちな人々に対して「居場所」

となり得る機会や場を提供する社会福祉的な取り組みを「社会的な居場所」としてその背景と意義、課題を次のように分析している。堅田が挙げる子ども食堂や炊き出し、共同炊事はいずれも食事の支援がメインである。ただ、それは同じ場を共有して食事をし、社会関係を構築するという「居場所支援」としての意味合いも強い。子ども食堂の「居場所性」は尾添（2019）もまた指摘していた点である。堅田はこうした「社会的な居場所」が台頭してきた背景として、新自由主義の台頭と福祉の新自由主義的再編を指摘している。1990年代以降における福祉の「民営化」、「準市場化」におけるネガティブな側面として、自己責任／家族責任が増幅した。それにより、家庭や自助努力の補完として「自立支援」の担い手であるNPOやそうした団体による「社会的な居場所」への期待も高まった。日本においては1990年代以降、ロールアウト型（行政による民間活用の促進）新自由主義の福祉的側面として、「参加型福祉社会」へと舵が切られてきた。とくに貧困対策においては自立支援の文脈の中で、個人の経済的困窮だけでなく、学習面や健康、社会的つながりなど、生活全般の問題の解消もまた求められている。そうした文脈において「社会的な居場所」は個人が主体的に社会参加し、自身の能力を発揮できるよう促す自立支援の一環に埋め込まれている。

堅田は、このような支援が従来の自立支援に見られた安易に就労を設定目標とするパターンリスティックな色彩から脱却し、個人の承認を重視する方向性へと質的に変化しつつあることを肯定的に評価している。しかし一方で、生活困窮者への経済的な支援が減じていくかわりにそうした「参加型福祉社会」における「承認」の提供がなされ、「承認」が「再分配」の抑制をもたらすアリバイとして機能しているのではないかと危惧している²¹⁾。

「居場所性」とは、個々人が集う社会の様々な空間や関係性が普遍的に持っている側面であり、そうした「居場所」の意義の活用を「自立支援」という枠の内だけで押しとどめるべきではない。社会の様々

な空間・関係性において社会参加の余地としての「居場所」の発展や回復を図る必要があるだろう。(2)で挙げた3つの支援団体や「居場所」は、単なる支援団体の居場所としてだけでなく、参加対象者や連携先を広げて社会的な交流の場としても活動を展開している。ホネットの提示する「承認をめぐる闘争」が持つ潜勢力は、既存の社会秩序や支配関係における社会的不正や構造上の問題点を露わにし、変化を促すところにあった。「居場所」の活用が既存の社会状況への適応訓練的な「自立支援」に閉じてしまい、社会一般の「居場所性」の減退に歯止めがかからないならば、社会的な問題を放置したまま、問題の解決を当事者個人々の責任に留まらせ続けることにも繋がる。それは堅田の危惧する「承認」と「再分配」のトレードオフでもある。「居場所」の提供が社会問題当事者の棲み分けになることを防ぐためには、当事者支援という枠組みを超えて、新たな社会参加の形態を提示し、社会参加の余地そのものを広げていく必要があるだろう。

社会的孤立の当事者だけでなく、多くの人々にとってもいわゆる「サードプレイス」として様々な形態の「居場所」が求められていることは確かであり、そうした場の拡充が必要なのは言うまでもない。それは個人のメンタルヘルスの安定や憩いの場というだけでなく、市民的公共圏として政治的にも重要な場である。ただ、そもそも「第三の場」としてのそうした場の確保が求められる根本を考えると、「第一・第二の場」——それは家庭や学校、職場などの準拠集団に相当するだろう——における個人の承認の問題に行きあたる。サードプレイスにおける承認的側面の需要拡大は、その裏に第一・第二の場における「居場所性」の機能不全や「場の役割分業」とでも呼ぶべき社会変動があると言える。

次に、このような様々な社会空間における「居場所性」の縮減について、概略的な形ではあるものの、ホネットの「社会的自由」の概念を鍵と考えてみたい。

3-2 居場所と社会参加の変質 ホネットの「社会的自由」概念を鍵として

社会空間において「居場所性」が減じている背景を考えるうえで、ここではホネットの承認と自由に関する議論を鍵として考えてみたい。ホネットは『承認をめぐる闘争』において展開していた人間学的アプローチを踏まえつつ、『自由の権利』においては歴史的・コンテクスト的なアプローチへと承認論を発展させ、そこで正義論を社会分析として展開する手法を提示している。

『自由の権利』での正義論としての社会分析においてホネットは、社会で受容されている価値である「自由」に批判の論拠を求めている。ここでホネットは三つの自由のモデル（否定的自由、反省的自由、社会的自由）を提起している。否定的自由は、その内容によらず個人の目標の追求が外部から妨げられない自由であり²²⁾、反省的自由はその目標についての自身の意志の決定・判断に関して強制の有無や真に自己決定か否かについて省察することから生まれる自由である²³⁾。そして、そうした自由に基づく目標が実現され得る条件と関係性を社会が備えていることで自由は社会的なもの（社会的自由）となるとしている²⁴⁾。

さらに、ホネットは「社会的自由」の具体的な行為の領域としてまた三つの制度的領域挙げている。この「社会的自由」の制度的領域が、パーソナルな関係の制度的領域、市場経済的行為の制度的領域、民主的意識形成の制度的領域である²⁵⁾。ここで言う「制度的領域」の諸制度とは、客観的な法的・政治的・経済的制度だけでなく慣習や習慣といったものも含まれるとされる²⁶⁾。ホネットが提示する自由のモデルは、他者との相互承認を基盤とし、互いに自己の目的・目標の実現に向けて促進し合う協同的關係によって成り立つとされる。いわば、本論で論じてきた「居場所性」の基盤に見られる安心感や役割、受容感、相互承認関係の形成、権利としての社会参加の保障とも通底する部分であると考えられる。

社会空間における「居場所性」の縮減と社会参加

から漏れ出す人々の増加は、「目標の実現条件・手段が社会における他者との関係において成立するか否か」に関わる「社会的自由」が多くの領域で損なわれていることを象徴していると言える。

たとえば第一の「パーソナルな関係」は、家族や友人などのいわゆる親密圏に関わるものである。日本における社会的孤立の背景として、家族や友人関係、恋愛関係など親密圏を形成することの困難や、あるいは既存の家族規範の重視と、それによる福祉における家族責任・負担の増大によって親密圏が抱えるコンフリクトが年々増大していることが挙げられる。本論で見て来たひきこもりという現象は、親密圏形成の困難と既存の家族に対する社会的な責任の過重という、この領域における問題が凝縮されることで生じて来たものであると言える。

第二に、「市場経済的行為」は、消費や労働市場に関わるものである。ホネットは個々人が消費者・生産者として討議を通じた法的な改革を進めより良い市場の環境を形成していくことや、また労働市場において労働者（労働組合）の権利や「人間にふさわしい」労働環境を協同的に求め、実現していくことに社会的自由につながる道筋を見出していた。しかし、1990年代以降の日本社会の労働環境の変化から把握できる通り、現実的にはそうした協同性からは遠ざかっている。いわゆる労働における連帯の困難さは非正規雇用の増大やその孤立化だけでなく、正規雇用においても労働環境の流動化によって連帯の可能性や協同性は損なわれており、ホネットが社会的自由に関する「誤った発展」と診断するものとなっている。「居場所」との関係から考えると、ここまでの「パーソナルな関係」は家族や友人関係といった親密圏に当たり、「市場経済的行為」は職場や消費活動を通じた趣味的関係性といったものに相当すると考えられる。とくに、家族や職場といった個人にとっての準拠集団となる場の問題が挙げられる。

最後に「民主的意思形成」の制度的領域においては、市民的公共圏が脆弱であり、ウェブ上における公共圏の可能性も、政治的な色合いが強くなるにつ

れて既存の政治的対立軸を落とし込んだ非対話的な各クラスターに分断されていく傾向が強い。その一方で、この領域は「居場所支援」のような草の根的な市民活動が展開される余地を残している領域でもある。この領域における様々な社会運動や自助グループなどの実践においては「居場所性」の発露は民主的意思形成過程における副次的なものであると考えられる。しかし、パーソナルな関係や市場経済的行為において「居場所」を喪失した人々によるこの領域における「居場所」の展開は、ここから新たな価値規範や社会参加のあり方を問い直す契機を孕んでもいる。

このように、ホネットが提起している社会的自由の各制度的領域の問題は、そのまま「居場所性」の問題にもつながり得る。パーソナルな関係や市場経済的行為の制度的領域は、家族や職場など、いずれも従来の強固な準拠集団としての「居場所」が形成されて来た領域であると捉えられる。これらの領域における「居場所性」の縮減は、「居場所」や関係性の希薄化・喪失というよりも、準拠集団としての従来の空間・関係性（家庭・職場・学校など）がその機能を変質させ、集団内のコミュニティ形成において安心感や役割、受容感が得られにくくなり、そこでの他者との相互承認関係を結ぶことが難しくなるといった「居場所性」が生じてくる余裕を縮減させていったためであると考えられる。とりわけ日本社会の現状においては、パーソナルな関係や市場経済（労働市場）におけるかつての「居場所」が担っていた機能は縮減され、消費的な関係性や競争的で過重な労働に置き換えられていった。これは単に「コミュニティが減少し、居場所なき人々が増加した」というだけに留まらない。ひきこもりの現象を見るに、こうした問題は社会的自由だけでなく、より基底的存在である個々人の活動が自己決定の根本となる否定的自由や反省的自由にも影響を与えていると言える。「居場所」の喪失は権利としての社会参加の基盤の喪失でもあるため、個人が生きる上での目的の追求や、そうした目的について他者と交流し検討していく機

会を失わせてしまう。

おわりに

本論では、従来の「居場所」に関する先行研究を通して「居場所」が議論の焦点として立ち現れてきた経緯と、「居場所」が持つ性質とその類型を確認し、まず安心感、役割、受容感といった性質とそれらを踏まえた相互承認関係を「居場所性」と捉えた。その上で、「居場所」が持っている根本的意義を「居場所であることを目的とした居場所（自己目的化した居場所）」であるひきこもり等の「居場所支援」を通して考察した。「居場所支援」での実践から見られる「居場所」の意義とは、社会参加における関係性の保障や、個人の存在の肯定といった基本的な社会権を体現し、当事者が囚われていた既存の自己否定的な承認規範を中和するものである。そこから見出される権利としての社会参加の保障を「居場所性」のひとつとして捉え、これを「自己目的化した居場所」の意義として提示した。最後に、そうした「居場所支援」が置かれている社会的・制度的状況を踏まえる中で、現在の社会状況における「居場所性」の縮減をホネットの「社会的自由」の概念を鍵に考察し、パーソナルな関係や市場経済的行為の制度的領域における「居場所性」の余地の縮減と、それに対する民主的意思形成の制度的領域における「居場所」活動の可能性を挙げた。

「居場所支援」やそれに類する活動は発展可能性を持っており、それは新たな社会参加に関する価値規範を提示することに繋がり得る。民主的意思形成の制度的領域において、現在の「居場所支援」やそこから発展し得る社会運動の萌芽は、ホネットの言う社会的連帯をとまなう運動の可能性を秘めていると指摘されていた²⁷⁾。それは従来の市民運動とは一線を画する「緩やかさ」と、運動そのものが個人の承認を回復し社会参加の基盤となるケアとしての価値を有してもいる。そうした観点は、当事者から翻ってパーソナルな関係にも波及していく。市場経済的

行為における制度的領域については近年の「中間的就労」や自立支援の枠組が社会的自由の発展可能性として考えられるが、そこにおける経済的な「承認」と「再分配」のバランスは堅田が指摘するように注意が必要であると思われる²⁸⁾。

最後に、本論において積み残している課題について述べておきたい。本論の「居場所」を主題とする考察においては、日本の「居場所」に相当する概念が海外にはないという指摘²⁹⁾もある中で、ホネットの「社会的自由」を鍵として社会の「居場所性」に関する議論を述べて来たが、概略的な試論に留まっているため、今後の精緻化を試みたい。また、「居場所支援」に代表される社会的孤立に対する支援活動については、ひきこもりだけでなく様々な孤立した当事者の包摂・援助を試みる活動が全国的に展開されている。近い実践としての様々な自助グループの活動や、共同生活を通じた支援の形態、空間としてのアジールなど、「居場所」と関連して検討すべき余地のあるものが挙げられる。本論では概念としての「居場所」を中心とした類型化とそれを根拠とした分析を行ったが、今後、実際の実践の様態をより盛り込みつつ議論の内実を充実させていきたい。

注

- 1) 御旅屋達 (2015a) p.133, 中島喜代子・廣出円・小長井明美 (2007) p.77, 中藤信哉 (2013) p.361 など
- 2) 前掲御旅屋 p.138
- 3) 文部省初等中等教育局 (1992)「学校不適応対策調査研究協力者会議 登校拒否 (不登校) 問題について 児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して」
- 4) 中西友美 (2000) pp.87-96, 秦彩子 (2000), pp.97-106
- 5) 石本雄真 (2009), pp.97-98
- 6) 鈴木茜・矢吹剣一・後藤智香子・新雄太・吉村有司・小泉秀樹 (2022), p.929
- 7) 藤竹暁 (2000), pp.47-57
- 8) 中島喜代子・廣出円・小長井明美 (2007), pp.77-

- 97
- 9) 尾添侑太 (2019), pp.51-53
- 10) もっとも、藤竹の「個人的居場所」概念にはこうした「排除による孤立」という観点は含まれていないため、あくまで他者の存在を前提とした「個人としての居場所」である。
- 11) 田中敦 (2020), p.715
- 12) 内閣府 (2016), p.47, 49, 内閣府 (2019), p.52, 55 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 (2022), p.42, 70
- 13) ホネット (2014), p.175
- 14) 内閣府 (2023) の調査報告によると、コロナ禍前後でひきこもり状態にある人の推計が約111万人から約146万人に増加しており、5人に1人が新型コロナウイルスの流行を機にひきこもり状態に陥ったとしている。
- 15) KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 (2022), p.75
- 16) 御旅屋達 (2015b), pp.116
- 17) こうした当事者の語りを通じた「居場所」の承認機能のより詳細な考察については、足立弦也 (2019) を参照。
- 18) ホネット (2015), pp.14-15
- 19) 同上 pp.21-22
- 20) 村澤和多里 (2012) pp.95-116
- 21) 堅田香緒里 (2020), pp.22-26
- 22) ホネット (2023), pp.38-39, 54
- 23) 同上 pp.55-58
- 24) 同上 pp.80-86
- 25) 同上 pp.244
- 26) 永井彰・日暮雅夫・舟場保之 (2022), p.206
- 27) 荻野達史 (2006), pp.311-329
- 28) 労働における「承認」と「再分配」の関係について、ホネットはナンシー・フレイザーとの論争を経て、承認を代償的に用いる搾取的構造を「イデオロギー的な承認」として批判している。ホネット (2017), pp.136-141
- 29) 中藤信哉 (2015), pp.1-2
- アクセル・ホネット (2015) 『見えないこと 相互主体性理論の諸段階について』 宮本真也・日暮雅夫・水上英徳訳、法政大学出版局
- アクセル・ホネット (2017) 『私たちのなかの私 承認論研究』 日暮雅夫・三崎和志・出口剛司・庄司信・宮本真也訳、法政大学出版局
- アクセル・ホネット (2023) 『自由の権利 民主的人倫の要綱』 水上英徳・大河内泰樹・宮本真也・日暮雅夫訳、法政大学出版局
- 足立弦也 (2019) 「社会的孤立における居場所の関係性をもたらし承認機能についての考察 ひきこもり当事者・支援者へのインタビュー分析から」『立命館産業社会論集』55巻1号, pp.273-292
- 石本雄真 (2009) 「居場所概念の普及およびその研究と課題」『神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要』3巻1号, pp.93-100
- 荻野達史 (2006) 「新たな社会問題群と社会運動 不登校、ひきこもり、ニートをめぐる民間活動」『社会学評論』57巻2号, pp.311-329
- 御旅屋達 (2015a) 「居場所 個人と空間の現代的関係」(本田由紀編『現代社会論』有斐閣 p.131-153)
- 御旅屋達 (2015b) 「若者自立支援としての『居場所』を通じた社会参加経過 ひきこもり経験者を対象とした支援の事例から」『社会政策』7巻2号, pp.106-118
- 尾添侑太 (2019) 「居場所概念の再検討 子ども食堂における参与観察をとおして」『ソシオロジ』64巻2号, pp.39-56
- 堅田香緒里 (2020) 「貧者をめぐる『再分配』と『承認』の現代的諸相 『社会的な居場所』と『自立支援』を通して考える」『医療福祉政策研究』3巻1号 pp.21-28
- KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 (2022) 『当事者が求めるひきこもり支援者養成に関する調査報告書』 鈴木茜・矢吹剣一・後藤智香子・新雄太・吉村有司・小泉秀樹 (2022) 「サイバー空間・フィジカル空間に形成される人々の『居場所』の様相に関する研究 『居場所』の特性および心理的側面に着目して」『都市計画論文集』57巻3号, pp.926-932
- 田中敦 (2020) 「居場所支援」『臨床心理学』第20巻6号, pp.714-718
- 内閣府 (2016) 『若者の生活に関する調査報告書』

参考文献一覧

アクセル・ホネット (2014) 『承認をめぐる闘争 [増補版] 社会的コンフリクトの道徳的文法』 山本啓・直江清隆訳、法政大学出版局

- 内閣府 (2019) 『生活状況に関する調査報告書』
- 内閣府 (2023) 『こども・若者の意識と生活に関する調査 (令和4年度)』
- 永井彰・日暮雅夫・舟場保之 (2022) 『批判的社会理論の今日的可能性』 晃洋書房
- 中島喜代子・廣出円・小長井明美 (2007) 『『居場所』概念の検討』 『三重大学教育学部研究紀要』 58巻, pp.77-97
- 中西友美 (2000) 「若い世代の母親の居場所感についての基礎的研究」 『臨床教育心理学研究』 26巻1号, pp.87-96
- 中藤信哉 (2013) 「心理臨床における『居場所』概念」 『京都大学大学院教育学研究科紀要』 59巻, pp.361-373
- 中藤信哉 (2015) 『『居場所』概念と日本文化の関連について』 『京都大学大学院教育学研究科紀要』 61号, pp.1-10
- 秦彩子 (2000) 『『心の居場所』と不登校の関連について』 『臨床教育心理学研究』 26巻1号, pp.97-106
- 藤竹暁 (2000) 「居場所を考える」 『現代のエスプリ別冊生活文化シリーズ3 現代人の居場所』 pp.47-57
- 文部省初等中等教育局 (1992) 「学校不適応対策調査研究協力者会議 登校拒否 (不登校) 問題について 児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して」
- 村澤和多里・山尾貴則・村澤真保呂 (2012) 『ポストモラトリウム時代の若者たち』 世界思想社

A Study on the Becoming its own Purpose of 'Ibasho': From an Analysis of Support Utilizing the 'Ibasho's Concept' and its Social Context

ADACHI Genyaⁱ

Abstract : In this paper, I will examine the social significance and intersubjective role of the type and nature of the space and concept named in Japanese 'Ibasho,' mainly from the viewpoint of Axel Honneth's recognition theory. First, I will review and organize previous research on the space and concept of 'Ibasho.' From this, it is confirmed that the perspective of 'Ibasho' emerged from the problem of loss of 'Ibasho' in society, and the basic properties of 'Ibasho' such as sense of security, sense of role and sense of acceptance are confirmed. In this paper, I consider the characteristics of such 'Ibasho' as 'ibasho-ness' that can universally exist in various social spaces and relationships. Next, the function of an 'Ibasho' in support of 'hikikomori' and others as more 'becoming its own purpose of 'Ibasho'' was examined based on Axel Honneth's theory of recognition. There, the approving role of being recognised as an individual and being recognised as an individual with a proper name was presented as a possible precondition for social participation by individuals who had lost their relations of recognition and were forced to retreat socially. Its significance embodies basic social rights such as the guarantee of relationships in social participation and the affirmation of individual existence, and neutralizes the existing self-denial recognition norms in which the parties were trapped. Finally, as an analysis of the background to the emergence of such Japanese 'Ibasho support,' the shrinkage of 'ibasho-ness' in existing social relations and its problematic nature is raised with Honneth's concept of 'soziale Freiheit' as key.

Keywords : 'Ibasho', recognition, social isolation, support for hikikomori (social withdrawal), social participation.

i Lecturer in charge of classes, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

